

令和8年度 第1回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年4月9日(木) 午後1時30分から午後2時15分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
松 本 智恵子		

(3) 欠席委員

田 中 正 剛

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

(5) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事 務 局 次 長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 5号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 報告第 1号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 2号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 3号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第 4号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第 5号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 6号 地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和8年度第1回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において辻千太郎委員、小谷信江委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第6号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分について」までの計11件であります。

それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第52号から第79号をご説明いたします。なお、受付番号第74号から第78号は取り下げにより欠番となっています。

まず、受付番号第52号は、申請地が南区別所で市街化調整区域内にあり周囲は山林と畑に囲まれており、地目は山林（現況：畑）2筆、面積は合計11,404平方メートルで現在果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第53号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周囲は農道及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,537平方メートルで現在稲刈り後及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第54号は、申請地が北区金岡町及び東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は道路、農道、田及び畑に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計3,071平方メートルで現在耕うん済及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第55号は、申請地が北区金岡町及び東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、堤及び田に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計3,477平方メートルで現在耕うん済及び稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第56号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周囲は道路、農道及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,455平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第57号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は道路、農道及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は505平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第58号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は道路、農道及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は647平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第59号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、堤及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は383平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第60号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、堤及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,021平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第61号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、堤及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,018平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第62号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は田及び堤に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,299平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第63号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、田及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は558平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第64号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、田及び畑に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計2,587平方メートルで現在野菜及びハウスの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第65号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、水路及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,516平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第66号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、水路及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は985平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第67号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は783平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第68号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整

区域内にあり周囲は農道、水路、畑及び田に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計2,019平方メートルで現在耕うん済及び稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第69号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は田、堤及び水路に囲まれており、地目は田1筆、面積は700平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第70号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は道路、水路及び田に囲まれており、地目は畑1筆、面積は1,069平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第71号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は農道、堤、田及び畑に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,103平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第72号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は道路、農道、田及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,111平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第73号は、申請地が東区石原町3丁で市街化調整区域内にあり周囲は里道水路、雑種地及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,927平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第79号は、申請地が南区美木多上で市街化調整区域内にあり周囲は田及び原野に囲まれており、地目は原野（現況：畑）1筆、面積は261平方メートルで現在竹林の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上23件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作

業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、受付番号第53号から第73号の譲受人につきましては農地法第2条第3項各号の「組織要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」に適合しており、農地所有適格法人の要件のすべてを満たしているものと判断しており、「農作業の常時従事要件」については適用を受けません。

いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

田中宏委員 受付番号第53号から第73号について譲受法人の出資金はいくらか。買い受ける農地の総面積と事業開始日について教えて。

事務局 質問についてお答えします。まず、譲受法人の出資金については500万円です。農地の総面積は28,771平方メートルです。最後に、事業開始日は農地法第3条の許可を受け、所有権移転した日以降となります。

田中宏委員 わかりました。

議長 説明が終わりました。質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第7号をご説明いたします。

受付番号第7号は、自己転用するものです。申請人は西区菱木3丁で不動産業を営む個人で、申請地は西区山田4丁の田2筆、面積は合計1,633平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、顧客から資材置場として貸してほしい旨の要望を受けたため、露天資材置場に転用し貸付けるものです。

申請は令和8年3月27日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び敷地内U字溝から東側水利組合管理水路に排水する計画です。北側と東側は既設擁壁を利用し、その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第25号から第27号をご説明いたします。

まず、受付番号第25号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東区日置荘西町2丁で不動産業を営む法人で、申請地

は南区大庭寺の田1筆、面積は138平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、顧客より資材置場を貸してほしい旨の要望を受けたため、本申請地を取得し、露天資材置場に転用して貸付けるものです。

申請は令和8年3月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、再生クラッシャーランによる自然浸透及び敷地の傾斜により敷地内U字側溝から北側里道敷に排水する計画です。周囲にはブロックを2段積のうえネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第26号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が南区片蔵で電気工事業を行う法人で、申請地は南区片蔵の田2筆、面積は合計285平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している資材置場が手狭となったため、本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和8年3月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砕石敷きのうえ自然浸透及び南側側溝に排水する計画です。なお、北側の出入口には、段差解消のためにスロープを設置します。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第27号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東京都渋谷区東4丁目の発電事業を営む法人で、申請地は南区豊田の田1筆、面積は905平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により従来の蓄電池設備数では不足する事態となったため、本申請地を取得し、蓄電池置場として使用

するものです。

申請は令和8年3月27日、同日農業委員会受付となっております。
農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内U字溝から西側水利組合管理水路に排水する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

田中宏委員 受付番号第27号について質問。事業の概要と資本金と役員数を教えて。

事務局 質問についてご回答させていただきます。蓄電池事業とは、大規模な蓄電設備を電力ネットワークに直接接続し、電力の需給バランスを調整することで収益を得るビジネスモデルを指します。資本金は10万円です。事業費用は4億5,400万円です。なお、資金の裏付けとなる資料が添付されております。社員数は、業務執行社員1名と同一人が代表社員で登記されています。

田中宏委員 分かりました。

議長 その他の質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第13号をご説明いたします。

受付番号第13号は、申請人は東区日置荘北町に居住する農業者の方で、申請地は東区日置荘原寺町の田1筆、面積は977.24平方メートル、現在うね及び野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第5号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第33号から第41号をご説明いたします。

まず、受付番号第33号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1,328平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第34号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は9

68平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第35号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1,471平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第36号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,054平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第37号は、申請地は美原区菅生の田3筆、面積は合計1,933平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第38号は、申請地は西区山田4丁の田2筆、面積は合計2,839平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第39号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は866平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第40号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は1,120平方メートルで、現在保安全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ9ヵ月です。

次に、受付番号第41号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1,150平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間

管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第6号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第6号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第3号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第3号は申請地が美原区太井の田1筆、面積は148.66平方メートル、申請人の年間耕作日数は200日、市街化調整区域内の耕作面積は6,717平方メートル、申請目的は農業用倉庫建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第4号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第31号は申出者が子で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第32号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第5号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。まず受付番号第42号は、申請地が美原区菅生の田2筆、面積は合計402平方メートル、現況は駐車場及び住宅、経過年数は50年以上、次に受付番号第43号は、申請地が美原区菅生の田2筆、面積は合計187平方メートル、現況は駐車場及び農業用倉庫、経過年数は50年以上、次に受付番号第44号は、申請地が南区別所の畑1筆、面積は912平方メートル、現況は山林、経過年数は15年以上、次に受付番号第45号は、申請地が北区中村町の田1筆、面積は763平方メートル、現況は住宅、経過年数は55年以上、次に受付番号第46号は、申請地が中区東山の畑3筆、面積は合計1,748平方メートル、現況は山林、次に受付番号第47号は、申請地が東区草尾の畑2筆、面積は合計258平方メートル、現況は駐車場、経過年数は25年以上でいずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第6号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。

受付番号7-1、陶器北圃場整備を除く中区から受付番号7-12、

菅生新田地区までの合計12地域の地域計画の変更案については、先般、堺市ホームページ上で開催された協議の場における協議結果を踏まえ、堺市より当委員会に対して意見聴取が行われました。

地域計画を変更する主な理由及び内容としましては、令和7年度に農地中間管理機構を通じて利用権設定を行った農地貸借を地域計画に反映するもの、また、農地法第4条又は同法第5条の規定による許可申請に関連して、対象農地を地域計画の対象区域から除外するものです。

これら各地域の地域計画の変更案について、事務局において内容を確認した結果、特に意見すべき内容はなかったため、令和8年3月31日付けの事務局長専決により堺市に対して、「原案について、意見なしと認める。」旨回答いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。以上で、令和8年度第1回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第1号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第2号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第3号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第4号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第5号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第1号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第2号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第3号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第4号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第5号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第6号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会 長

北 沢 芳 孝

委 員

山 手 太 郎

委 員

小 谷 信 江